

10 財務省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「政策評価に関する基本計画」(平成20年3月)及び1年ごとに定められる「政策評価実施計画」等に基づき、政策評価が行われている(注1)。
- ② 基本計画において、評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策については事業評価方式による事前評価を行うこととされている。また、これ以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めることとされている。
- ③ 基本計画において、財務省の行政分野すべてについて実績評価方式による評価を行い、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行うこととされている。

(注1) 評価書は、財務省ホームページで公表されている。<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

政策名「重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進」等30件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、14件(46.7%)である。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。財務省において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成20年度と比べて減少していることから、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定していくとともに、このような取組について、より一層の推進が期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「政策評価に関する基本計画」(平成20年3月)及び1年ごとに定められる「政策評価実施計画」等に基づき、政策評価が行われている。

基本計画において、政策評価の方式は、評価の対象となる政策の特性等に応じて、

実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式を用いることとされている。そして、評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策については事業評価方式による事前評価を行い、また、これ以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めることとされている。また、財務省の主要な政策分野全てについて実績評価方式による事後評価を行い、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による事後評価を行うこととされている。

(取組状況－一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ－10－①のとおり、これまで事前評価及び事後評価が行われている。事後評価は、実績評価方式による評価が中心に行われている。

(取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発については、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－10－① 財務省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象：所掌する行政分野全般 実施状況： 平成 14 年 6 月 40 件 15 年 6 月 39 件 16 年 6 月 34 件 17 年 6 月 34 件 18 年 6 月 34 件 19 年 6 月 34 件 20 年 6 月 31 件 21 年 6 月 30 件</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><総合評価方式> 対象：特に重要な政策・施策 実施状況： 平成 15 年 6 月 1 件 17 年 6 月 1 件 19 年 6 月 2 件 21 年 10 月 1 件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：規制、補助事業等 義務付け 4 分野以外の政策 実施状況：平成 17 年 6 月 1 件</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：事前評価を実施した政策のうち、途中や事後の検証が必要とされたもの 実施状況：－</p> </div>
義務付け 4 分野の政策	研究開発 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対象：個々の研究開発 義務付け 4 分野の政策 実施状況：平成 18 年 3 月 1 件</p> </div>	
<p><特徴> 財務省では、政策評価の実施を通じて、評価の結果を企画立案やそれに基づく実施に反映させるとともに、政策評価の継続的な実施を通じて得られる知見・経験を蓄積・活用していくことにより、政策の質の向上及び行政の政策形成能力の向上を図るものとしている。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはⅠ－1－3参照）。

ア 現状

(審査の対象)

実績評価方式による評価が実施され、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付されてきた 30 件を審査の対象とした。

(政策評価の設計)

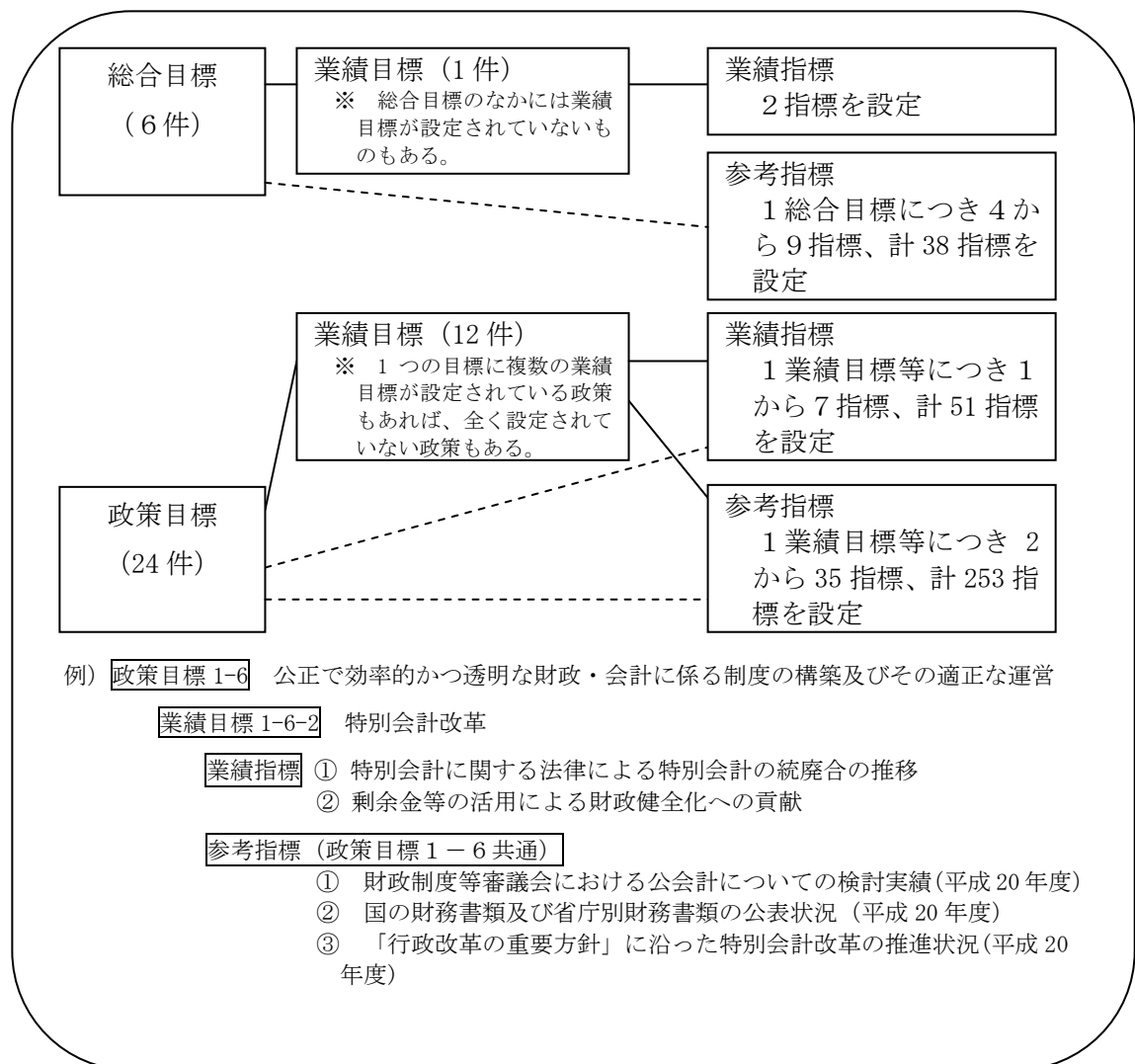
実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表Ⅱ－10－②のとおり、財務省の政策の目標の基本となる総合目標及び各分野の政策の目標である政策

目標が設定されている。総合目標及び政策目標の下に細目としての目標を設定することが適切な場合は、業績目標が設定されている。そして、業績目標等の下にその達成度合いを測定する業績指標（客観的に測定可能な定量的・定性的な指標であり、あらかじめ目標値が設定されている指標）が設定されている。審査の対象とした 30 件には、原則、一つの業績目標等の下に 1 業績指標から 7 業績指標が設定され、合計で 53 業績指標（注 3）が設定されているが、業績指標が設定されていないものが 16 件ある。また、目標値の設定はないが、事務運営の参考としてモニタリングするため 291 参考指標が設定されている。

なお、目標の達成度合いの判定は、指標等に照らした目標の達成度合いに基づき総合目標及び政策目標の単位で行われている。

（注 3） 審査の対象とした 30 件には、52 業績指標が設定されているが、異なる目標に重複して設定された業績指標が 1 指標あるため、これを加えた 53 業績指標を審査の対象とした。

図表Ⅱ－10－② 財務省における実績評価方式による事後評価の基本構造



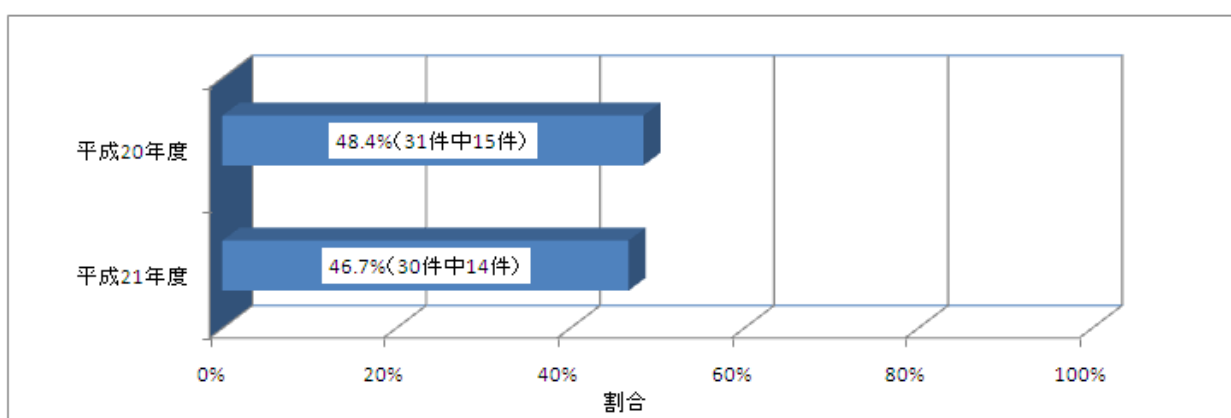
(注) 財務省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－10－③のとおり、46.7%（30件中14件）であり、平成20年度の48.4%（31件中15件）と比べて減少している。

図表Ⅱ－10－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による事後評価）



(注) 1 財務省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。

財務省において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成20年度と比べて減少していることから目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定していくとともに、このような取組について、より一層の推進が期待される。